

署名協力をお願い

～住宅宿泊事業（民泊）制限区域に関する嘆願書について～

2018年に住宅宿泊事業（民泊）法が制定されました。

環境整備契約では営業活動が禁止事項になっているにも拘わらず、ダイヤランドにも事業者による民泊が増えつつあります。

今後の宿泊客による迷惑行為や火災の懸念の増大を防ぎ、ダイヤランドの静穏で安心・安全な生活環境を守る為、区民の会は、嘆願書（下に本文掲載）とともに皆様からの署名を集め、函南町町長に提出することになりました。

皆様には、嘆願書の主旨をご理解頂き、賛同のご署名を賜りたく、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

出来るだけ多くの署名を集めたいと思いますので、別荘の方々やご近所・お知り合いの方々へのご協力のお声掛けも是非お願いいたします。

（本文）

<ダイヤランド区を住宅宿泊事業(民泊)の実施制限区域とする嘆願>

昨年、町長と語る会で議題に上がりました「ダイヤランド区における民泊問題」について、区民の会としましてはダイヤランド区を「住宅宿泊事業（民泊と各部記載）の実施を制限する区域」に指定していただきたく、この嘆願書を提出することとなりましたので、何卒よろしくお願い申し上げます。

<嘆願の理由>

このダイヤランドにおきまして我々住民は、管理会社である南箱根ダイヤランド株式会社と「環境整備契約」を結び、居住地における快適・安心・安全な暮らしを享受するべく対価としての環境整備費を支払い、居住しております。

① 迷惑行為の常態化

民泊家屋の駐車場不備による宿泊者の迷惑駐車やルールを無視したゴミ捨て等、近隣住民は都度苛立ちを募らせる状況にあります。許可を取って営業していても、管理者不在のため迅速かつ適切な対応は望めないのが実情です。

② 大規模火災の危険性

屋外喫煙・吸い殻のポイ捨て、花火やバーベキューで騒ぎ火の粉を飛ばすなど、危険性を軽視した杜撰な火の扱いから、火災を危ぶむ声も増えてきております。ダイヤランド内で火災が発生すれば、山間部という環境から山火事になり大災害に発展する可能性もあり、住民は生命・身体・財産の危害を受けるのではないかと不安を募らせています。

③ 苦情の増加

近年、民泊宿泊者が増加し、住民からの度重なる注意喚起にもかかわらず夜間騒音などで地域の静穏が乱されています。近隣住民からの夜も安心して眠れないとの苦情が多発し、対策に苦慮しております。

④ 今後の民泊増加への懸念

ダイヤランドには比較的安価で購入し得る空き家が多くあります。オーナー不在での民泊営業を営む事業者にとって、市街化調整区域であるダイヤランドでは現在年間180日の営業が可能であり、少ない資本投下で稼働日数の高い場所は狙い目となります。伊豆高原別荘地では、伊東市議会でも民泊問題が取り上げられ、都会から静穏を求めて移り住んできた住民が、騒音等の近所迷惑で転居せざるを得ない状況が発生しております。ダイヤランドも看過出来ない同様の現状にあります。

上の理由から、民泊の問題が今後住民に被害を及ぼさないためにも、早期に、静岡県条例第18号（平成30年6月15日施行、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間の定めについて、市町との協議により必要に応じて制限する区域及び期間を定める）に基づき、ダイヤランド区を別荘地として新たに制限対象（第2条-4、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である地域）としていただきますよう、伏してお願い申し上げます。

また、住民の当嘆願書賛同署名も添え、提出させていただきます。

以 上

ダイヤランドサービスセンターに署名受付箱が設置してあります。

5月11日（日）までに投函してください。

FAXやメールでも受け付けています。

サービスセンターFAX 055-974-1999 またはメール no-minpaku@dialand.jp

（注）この署名は町役場（町長）への嘆願以外の目的には使用しません。

*署名に関するお問い合わせ：区民の会会長 日高卓 電話 090-5572-3188

メール no-minpaku@dialand.jp

締切：5月11日（日）